

国の直轄事業負担金と市町村等負担金について

1 国の直轄事業負担金制度の見直し概要（新年度政府予算案）

直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止

（1）経過措置として、平成22年度に限り一部地方負担金を徴収

- ・ 維持管理のうち特定の事業に要する費用について、その対象を明確にした上で、地方から負担金を徴収。（修繕費の概念は導入しない。）
- ・ 次期通常国会に、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止する法案を提出予定。（平成23年度には維持管理費負担金は全廃）
- ・ 農林水産省所管の維持管理負担金は、受益者負担を維持しつつ、県負担分を廃止。国土交通省所管の一級水系に係る流水占用料等の取扱いは、引き続き検討。

（2）業務取扱費に対する地方負担等の廃止

事務の合理化等を図るため、国直轄事業の業務取扱費（営繕宿舍費、人件費等の事務費）に係る地方負担制度を全廃し、併せて、公共事業の事務費に対する国庫補助制度も全廃。

- ・ 平成21年度分の地方負担金については、退職手当と営繕宿舍費を請求しないことで、内容を見直し、都道府県等に対し詳細な内訳書が提示される予定。
- ・ 直轄事業負担金制度については、国と地方の役割分担や社会資本整備の在り方等を含めて検討し、平成25年度までに、廃止とその後の在り方について結論を得る予定。

2 本県の市町村等負担金の現状

地方財政法等の規定に基づき、当該市町村の同意を得て、かつ、県議会の議決を経て、受益の限度で負担を頂いている。（平成21年度当初予算ベース 24億38百万円余）

市町村の負担率は、事業の性質別に「受益と負担」の考え方等をもとに、国のガイドライン等を踏まえて、一定のルール（5～20%）を設定している。

3 本県の市町村等負担金に関する基本的な考え方

国の直轄事業負担制度の改革の主旨（詳細な情報開示、地方の意見の反映、対象経費の精査等）に照らして、市町村等負担金についても同様に、改善を要する点は見直しを行う必要がある。

4 本県の市町村等負担金に関する取組経過

事項	時期	概要
負担金に関する詳細開示	9月7日	各市町村長、県議、マスコミ等に市町村等負担金の概要を情報提供
関係市町村に対する説明	9月中	工事費のほか、事務費や工事雑費等の内訳や主な用途等について説明
市町村の意向照会	10月1日～16日	各市町村長に、情報開示の内容、負担金の対象範囲等についての意見を文書で照会
調査結果通知	12月24日	各市町村長に、意向調査結果等を通知
県と市町村との意見交換会	1月14日	市町村長に対して今後の検討方向を説明し、意見交換を実施

区分	市町村の回答（全市町村回答）	主な意見
開示内容	今回の開示で十分（26市町村） 改善すべき点あり（6市町村） その他、無回答（3市町村）	・ より詳細に情報開示すべき（事務費の積算根拠、手当等人件費の考え方、用途内訳等） ・ 負担金の同意を得る際にも、今回のような明細を提示してほしい ・ 事業内容について、進捗状況や完了までの年次計画、課題等可能な限り提示してほしい
対象範囲	現状のとおりでよい（18市町村） 改善すべき点あり（9市町村） その他、無回答（8市町村）	・ 事務費、工事雑費、人件費の負担を廃止・軽減してほしい ・ 国の直轄事業負担金と同様に見直すべき ・ 負担割合について様々な事情（財政力、受益の範囲、他県の状況等）を勘案してほしい ・ 事務費の一括経理については、地理的な理由による経理は分離すべき、備品は対象外とすべき

5 本県の今後の検討方向

市町村等負担金については、市町村等の意向を尊重しながら、新年度予算編成を進める中で、具体的な対応方針を検討することとしたい。

【基本的な考え方】

国の直轄事業負担金制度の見直しがなされたものについては、市町村等負担金についても同様の見直しを図ることを基本とする。

本県が市町村等から負担を求めている事業は、受益のある市町村等からの申請に基づき実施している事業等であり、引き続き、受益と負担の観点等に十分留意する。

国の地方分権改革について

1 地方分権改革推進計画の概要 (21.12.15閣議決定)

項目	主な内容
義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大	地方分権改革推進委員会の第3次勧告を尊重し、地方から要望のあった項目を中心に、必要な法制上その他の措置を講ずる。 (63項目・121条項 うち地方要望分70条項)
国と地方の協議の場の法制化	法制化に向けて、地方とも連携・協議しつつ、政府内で検討し成案を得て法案を提出する。
今後の地域主権改革の推進体制	地域主権戦略会議を中心に、地域主権改革をより一層政治主導の下で推進していくため、必要な法制上その他の措置を講ずる。

義務付け・枠付けの見直しの主な内容

a) 施設・公物設置管理の基準の見直し

公営住宅の整備基準、入居収入基準を、自治体の条例に委任（有効活用、政策的活用が可能に）

道路の構造基準を、自治体の条例に委任（地域の実情を踏まえた整備が可能に）

職業能力開発施設の運営基準を、自治体の条例に委任（民間委託等の運営の自由度が拡大）

保育所等の福祉施設の基準を、自治体の条例に委任（地域の実情に応じた整備・運営が可能に）

へき地手当に関する学校指定基準・支給基準を、自治体の条例に委任（地域の実態を踏まえた支給が可能に）

b) 協議、同意、許可等の見直し

漁港、港湾の区域指定に関する大臣協議を廃止（国の過剰な関与が無くなり事務が効率化）

市町村が設置する幼稚園の設置廃止等に関する都道府県教育委員会の認可を廃止（届出に）（事務が効率化）

都道府県道の路線の認定、変更等に係る大臣協議を廃止（国の過剰な関与が無くなり事務が効率化）

c) 計画等の策定及びその手続の見直し

自治体の計画策定（中小企業支援、環境関連等）に際しての国への協議・国の認可等を廃止等（地方の創意工夫が生かせる）

市町村の基本構想の策定義務に係る規定を廃止等（地方の創意工夫が生かせる）

a) のケースについて、国では、基準を条例に委任する場合における条例制定の基準として3類型を示している。
【従うべき基準】 必ず適合しなければならない基準で、条例が異なる内容を定めることは許容しないもの
【標準】 合理的理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの
【参酌すべき基準】 地方自治体が十分参酌の上、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

2 地域主権戦略の工程表(案)【原口プラン】の概要 (21.12.14公表)

今後、地域主権改革を推進していくため、2段階に区切り、期限や目標を設定。

段階	時期	目標	主な取組
フェーズ1	平成22年夏まで	推進体制の確立から「戦略大綱」の策定へ	地域主権推進一括法案（第1次） ・「地域主権戦略会議」の法制化 ・義務付け等の見直し（地方要望分） 「国と地方の協議の場」の法制化 直轄事業負担金維持管理費分の廃止 補助金の一括交付金化、出先機関改革等の基本的考え方等を盛り込んだ「地域主権戦略大綱（仮称）」を22年夏に策定
フェーズ2	平成22年夏から平成25年夏まで	「戦略大綱」を通じたマニフェスト事項の実現から「地域主権推進基本法」制定へ	地域主権推進一括法案（第2次） ・義務付け等の見直し（積み残し分） ・基礎自治体への権限移譲 一括交付金化を23年度から段階的実施 地方の自主財源の充実強化 直轄事業負担金建設費分の検討 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本改正） 国の出先機関改革 3年間の改革を総レビューし、「地域主権推進大綱（仮称）」を25年夏に策定

3 当面の予定

平成22年3月	政府が、「地域主権推進一括法案（第1次）」及び「国と地方の協議の場」関連法案等を通常国会に提出予定 【地域主権推進一括法案の概要】 地域主権戦略会議の法定化 義務付け等の見直しに伴う関連法律の一括改正 (41法律・97条項 個別法による改正条項除く)
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------